

令和7年度奈良県の南部・東部地域における集落実態調査 実施業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度奈良県の南部・東部地域における集落実態調査実施業務委託

2. 事業目的

本県の中でも特に過疎化・高齢化の進展による人口減少が続く南部・東部地域において、地域を構成する最も基礎的な日常生活圏域である集落の現状や取り巻く環境、人々の動きなどを総合的に把握し、この地域で暮らし続けていくための集落対策のあり方や、災害時に道路の寸断による集落の孤立などの災害リスクが高い場所に住まわれている方に安全な居住空間を提供するための方策を検討するための基礎資料を収集する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

4. 業務内容

(1) 集落の課題解決に向けた状況調査の実施

- ① 最新の国が実施した「過疎地域における集落の状況に関する現況把握調査」の中から、奈良県の南部・東部地域における条件不利地域の集落の現況や傾向等を分析

※URL：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei10_02000066.html

- ②調査の対象は、県南部・東部地域において高齢化が進み、社会的共同生活の維持が困難な集落や今後困難になると予想される集落（250集落以上）とし、現在の生活の状況（生活機能の提供状況、生活環境満足度、地域運営組織他）や困りごと、今後の居住意向等に関して、アンケート調査及び聞き取り調査を実施

- (2) 上記①及び②を踏まえ、南部・東部地域における「集落」の現状や取り巻く環境、人々の動きなどを総合的に把握し、地域の実情に合った持続可能な今後の集落のあり方に関する方策を検討するためのデータ分析を実施

(3) 調査報告書の提出

報告書には、上記(1)(2)の内容に加え、学識経験者等の評価や提言を記載

5. 調査内容

(1)対象となる集落

本県南部・東部地域に所在する736集落のうち、250集落以上を対象とする。

①悉皆調査

奈良県の南部・東部地域に所在する19市町村のうち、高齢化率が60%以上の集落181集落

- ・内訳：山添村5集落、五條市37集落、御所市4集落、宇陀市21集落、御杖村15集落、高取町1集落、明日香村3集落、大淀町8集落、下市町9集落、吉野町13集落、黒滝村4集落、天川村9集落、野迫川村7集落、十津川村21集落、川上村14集落、東吉野村10集落

②抽出調査

55歳以上が60%以上を占める集落及び55歳未満が60%以上の集落の中から、それぞれ概ね30～40集落

(2)調査票の作成

- ・県及び市町村と協働して調査票を作成する
- ・調査票は、平成21年度に実施された「奈良県の過疎地域における集落実態調査結果」に集落の実態や住民の意識変化が分かるように調査項目を工夫するとともに、新たに調査の目的を達成するために必要な項目を設ける。

想定調査項目

- 集落の属性：場所、地理的特性、年齢区分毎の人口・世帯数と近年の転入状況、公共インフラ、住民の介護度、住居地特例による介護負担状況

- 集落における生活機能の立地・提供状況

：買い物、移動交通手段、医療提供体制、生活環境満足度、今後の居留意向や住み続けたい理由、住民の介護度、介護を受ける場所最後を迎える場所のニーズ地域運営組織の状況、集落機能の再編成集落の活動状況や担い手、移住受入要件、災害時等非

常時の体制等消滅した集落の状況消滅事由、跡地の地域資源の
管理

- ・その他、行政への期待、困りごと

(3) 調査・分析

- ・県は市町村と協議の上、配布先（集落）リストを提供する
- ・アンケート調査票、配布用封筒、返信用封筒、送付状の作成
- ・アンケート調査票の配布と回収（配布・回収は原則として郵送により行う。なお、市町村の協力を得られる場合は市町村経由で配布することもある。）
- ・回収率向上のための工夫と対応を行うこと。
- ・回収したアンケート調査票の入力フォーム作成、データ入力、データのクリーニング
- ・データの集計及びデータベースの作成（ファイル形式はMicrosoft Excel）

(4) 現地調査

- ・受託者は、現地調査の調整を、県及び市町村と共に行う。
- ・受託者は、市町村あたり1回、必要に応じて2回の現地調査を行い、住民の聞き取りを行う。
- ・その場合は、2～4人程度の集落代表者に現地の集会所等に集まっていただき、調査票をもとに聞き取り調査を行う。（市町村職員が同行、県職員は随時）

(5) 中間報告

現地調査前 7月末日を目途に中間報告を行う

(6) 調査報告書の提出

報告書仕様

- ・サイズ A4判 カラー刷り（内容、紙質等の仕様については別途協議して契約後に詳細を定める。）
- ・報告書本文及び調査結果を記録した電子データ媒体添付
（報告書は word 形式、調査結果や表は excel 形式、地図、写真等 jpeg 形式で記録。詳細は契約後別途協議のこと。）

・部数 100部

6.報告書の作成

(1) 業務成果について、図表、地図を含めた報告書及び報告書概要版を作成する。

各調査における分析結果やその他の統計資料等を踏まえ、特徴的な課題の抽出を行い、今後の地域対策を検討する際の基礎資料とする報告書（全県版、任意様式）を作成する。盛り込む主な項目案は次のとおりとするが、最終的には県と協議により決定する。

調査目的、調査方法、調査結果、分析、今後予想される地域課題 など

・報告書概要版の作成

調査結果の公表資料として、報告書の概要版（任意様式、全県版及び各市町村版）を作成する。県民目線でわかりやすい表現、見やすいレイアウト等で作成することに留意し、内容は、県と受託者で協議の上、決定する。

(2) 成果品

①印刷物

- ・報告書（A4判両面・カラー） 全県版 3部
- ・報告書の概要版（A4判両面・カラー） 全県版 22部
市町村版 1市町村につき3部、19市町村分

②電子媒体（CD又はDVD、正・副各1枚）

※データのファイル形式及び使用ソフトについては、Microsoft Excel、Microsoft Word、Microsoft Power Point のいずれか（またはこれらと互換性のあるものに限る）とし、報告書についてはPDF とする。ただし、これによりがたい場合は県と協議を行うこと。

※提出資料の引き渡し後にデータ等に不具合が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。また、ウイルスチェックを実施後、提出すること。

③データベース

- ・集落人口調査・集落活動調査

※データに誤りが無いか必ずチェックを行うこと

④納品期限

令和7年10月31日とする。

⑤成果品の瑕疵

納品後に成果品の瑕疵が発見された場合は、県の指示に従い、必要な対応を受託者の負担において行うものとする。

(3) 調査結果の共有

関係市町村及び関係する県の所属に対して、調査結果の共有を行う。

7.業務の進行等

(1)打合せ等

本業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託者は連絡体制図等を作成し、業務責任者等を明らかにするとともに、業務の遂行に支障がないよう県と常に密接な連絡や協議を行うものとする。受託者は、協議内容について、その都度打ち合わせ記録簿（書面）を作成し、県と受託者で相互に確認するものとする。

(2)業務計画書の作成

受託者は調査・分析方法や実施体制、工程計画、調査結果の整理方法など下記に示す項目について、県と協議のうえ、業務計画書を作成し、提出するものとする。

（業務計画書の記載項目）

- ・ 業務概要
- ・ 調査・分析方法
- ・ 実施体制
- ・ 工程計画（打ち合わせ等協議時期を含む）
- ・ 成果品の内容
- ・ 連絡体制（緊急時を含む）
- ・ その他

(3)業務実施状況の報告

受託者は、委託業務の実施状況について、適宜、県に報告すること。また、県が状況の報告を指示した際には速やかに対応すること。

(4)関係資料等の貸与

県は、委託業務に必要な以下の関係資料等を受託者に貸与する。

- ・平成21年度に実施された「奈良県の過疎地域における集落实態調査結果」
- ・県が保有し、必要と認めるその他の関係資料等

参考：最新の国の「過疎地域における集落の状況に関する現況把握調査」

URL：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei10_02000066.html

(5)関係法令及び条例の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。

(6)疑義

本業務の実施にあたっては、契約書及び本業務仕様書によるほか、県の指示によらなければならない。本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議のうえ、業務を遂行するものとする。

8.委託経費及び経理

(1)事業全般にあたって、国、地方公共団体の補助金、委託費等により既に支弁されている経費は委託金額の対象外とする。

(2)会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。

(3)領収書等支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

9.委託業務完了後の提出書類

委託業務完了後に、速やかに下記の書類を提出すること。

- ・ 業務実績報告書（業務の実施期間、項目、概要）
- ・ 収支精算報告書
- ・ 委託業務完了届
- ・ 上記 6 の成果品

10. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、県からの問い合わせについて常に対応可能な体制を取ることを。

11. 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本県に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) その他

- ① 本業務を円滑に遂行するため、定期的に県と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分に図ること。また、県との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに県に提出すること。
- ② 受託者は、奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号）に基づき、別紙 1 を遵守すること。
- ③ 本業務を遂行するにあたり、個人情報扱う際には、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 本業務を遂行するにあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙 3 「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と協議のうえ対処するものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

情報セキュリティに係る特記事項

業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること